

防官文第5206号
平成14年6月12日

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

情報公開業務における開示請求者の個人情報の取扱いについて（通達）

標記について、今般の海幕三等海佐開示請求者リスト事案等にかんがみ、今後、開示請求者の個人情報の保護の徹底のため、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

- 1 請求者の個人情報、開示請求書に記載されているものを含め、情報公開業務遂行上必要最小限の範囲（請求者の氏名、住所、連絡先、請求内容特定に必要な情報）に限定した上で保有、伝達すること。各機関等の情報公開担当者間においても、情報公開業務遂行上不必要な個人情報の伝達は行わないこと。
- 2 情報公開業務の遂行上必要な情報を得るために請求者と連絡をとる場合には、情報を取得する目的を相手方に明示するとともに、当該目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を聴取するようなことは厳に慎むこと。
- 3 情報公開業務を遂行する上で請求者の個人情報を取得した者は、その内容をみだりに他人に知らせ、又は当該目的の達成の範囲を超えて利用しないこと。
- 4 開示・不開示の判断は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）所定の判断基準に従って行うことを改めて徹底すること。上司が部下に対して請求者の個人情報の提供を不必要に求める等の行為は、当該個人情報が開示・不開示の判断に影響するが如きの誤解を招くこととなるため厳に慎むこと。
- 5 上記事項について、教育研修の機会を捉えて職員に徹底すること。